

議案第40号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第3条の規定により、下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

天理市長 並 河 健

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 校務用情報端末 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金 15,389,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪府中央区和泉町二丁目2番2号
株式会社内田洋行 大阪支店
執行役員大阪支店長 岡野清吾 |
| 5 | 支出科目 | 一般会計
(款) 教育費 (項) 小学校費
(款) 教育費 (項) 中学校費 |